

令和2年度 第2回

茨木市国民健康保険運営協議会

会 議 録

茨木市 健康福祉部 保険年金課

1 令和2年度第2回茨木市国民健康保険運営協議会を、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、書面送付により開催した。

## 2 案件

### (1) 諮問

保険料算定方法の変更について（資料1）

### (2) 報告

- ・令和2年度茨木市国民健康保険事業の状況について（資料2）
- ・令和3年度国民健康保険料の試算について（資料3）
- ・データヘルス計画の中間評価報告について（資料4）

## 3 内容

以下のとおり

# 茨木市国民健康保険運営協議会

書面送付による開催

令和2年度第2回茨木市国民健康保険運営協議会について、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、対面での会議は行わず、書面回付により、本市運営協議会委員に対し、諮問事項及び報告事項についての意見照会を行った。(照会文書送付日：令和3年2月2日、事務局回答送付日：令和3年2月15日)

## 1 諮問事項（資料1）

国民健康保険法施行令の改正、及び大阪府の制度改正に伴い、保険料算定に関する条例改正を行い保険料の算定方法の変更することについての異議の有無、委員意見及び事務局の回答は、以下のとおり。

全委員異議なし

(委員意見)

交付金等の活用により急激な保険料上昇を抑えてもらいたい。

(事務局回答)

大阪府における激変緩和措置の見直しに伴い、保険料が上昇する市町 村に対する経過措置として交付金が新たに交付され、本市も交付対象となる見込みであることから、交付金を算入し、保険料の算定を行います。

## 2 報告事項

### (1) 令和2年度茨木市国民健康保険事業の状況について（資料2）

本市の令和2年度国民健康保険事業における現在の状況に関する報告について、委員意見及び事務局の回答は、以下のとおり。

(委員意見)

コロナ禍の中で年齢問わずメンタル的に弱くなっている方々が多くおられる。メンタル面への対策を検討する必要があるのではないか。

(事務局回答)

新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じたストレスや不安につきましては、茨木市こころのケアセンターを開設し、ご相談を受け付けております。

(委員意見)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について、保健事業の実施にどの程度影響が生じたのか。
- ・ 特定健診、特定保健指導実施状況の図表で、平成28年度から令和2年度(見込)の対比の図表にしたほうが良いのでは。

(事務局回答)

- ・ 保健事業における新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、特定健診、がん検診など、各種事業で中止を余儀なくされるなどの影響が生じました。具体的な部分で申し上げますと、特定健診、がん検診につきましては、保健医療センターでは令和2年4月～6月分を中止し、医療機関では同年4月及び5月分が中止となりました。
- ・ 図表の記載につきましては、現時点で令和2年度の特定健診、特定保健指導の見込みの推計を算出することが困難なため、現状の記載としております。ご意見につきましては、次年度の参考とさせていただきます。

(委員意見)

一般会計からの繰入金が一定額あるが、その解消に向けた取組を着実に進めてもらいたい。

(事務局回答)

被保険者の保険料負担が急増することがないように、保険料軽減目的の一般会計からの繰入の解消に努めてまいります。

(委員意見)

令和2年度の保険給付費について、コロナ禍の影響による受診控えで前年度に比べ、約4.8億円の減額が見込まれるということであるが、この影響はどのように考えるべきであるのか。

(事務局回答)

保険給付費につきましては、広域化により、給付実績に基づき、全額府から交付金措置されることとなっており、国民健康保険事業特別会計の収支への影響はございません。

(委員意見)

特定健診、保健指導の実施率を更に着々と上げていただきたい。

(事務局回答)

今後も引き続き、健診の受診率や保健指導の実施率の向上に向けた取組を行って参ります。

(2) 令和3年度保険料の試算について (資料3)

大阪府から示された令和3年度標準保険料での一人当たり保険料、及び現時点での被保険者の世帯状況及び令和元年所得に基づき試算を行った一人あたり令和3年度の本市の保険料の報告について、委員意見及び事務局の回答は、以下のとおり。

(委員意見)

激変緩和措置は図表のどこに反映されているのか。また、激変緩和措置がなければ一人あたり保険料はどれくらいの増になるのか。

(事務局回答)

「令和3年度茨木市保険料率(c)」が激変緩和措置を実施した保険料です。「令和3年度大阪府標準保険料率(b)」は、激変緩和措置を反映しない保険料です。激変緩和措置を実施しなければ、令和2年度の本市の保険料と比較して、介護保険料分を含んだ保険料で、

一人あたり 24,503 円、介護保険料分を含まない保険料で、一人あたり 16,923 円増でございます。

(3) データヘルス計画の中間評価報告について (資料4)

平成 30 年度から令和 5 年度の 6 年間にかけて実施している第 2 期データヘルス計画の中間評価の報告について、委員意見及び事務局の回答は、以下のとおり。

(委員意見)

・全体について

評価の観点について、高血圧対策と糖尿病の重症化予防が必要とあり、同感である。

・個別保健事業について

コロナ禍の中、メンタル的な問題の増加が予想される。メンタル面での影響はさまざまな病気の要因にもなることから、メンタル面での支援をする事業を検討する必要があるのではないかと。

(事務局回答)

・個別保健事業について

データヘルス計画に元々記載していない事業にはなりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じたストレスや不安について、茨木市こころのケアセンターを開設し、ご相談を受け付けております。

(委員意見)

・医療費について

P3 について、医療費のうち、がんが過半数を占めており、特定健診とがん検診は別物であるが、がんに関する記載がもう少しあればよいと思われる。また、P8 図表 8 の標題の記載に誤りがあるのでは。

・個別保健事業について

P29 について、検討結果の記載のなかで、西暦での年度表記があるが和暦に統一したほうが良い。

(事務局回答)

・医療費について

P3 について、がんに関する追記を検討いたします。P8 図表 8 の標題の記載について修正いたします。

・個別保健事業について

P29 について、和暦に統一いたします。

(委員意見)

・全体について

概ね計画通りに進んでいるということについて評価する。

(委員意見)

- ・全体について  
概ね計画どおりに進んでいるということであり、この評価でよいと考える。
- ・個別保健事業について  
計画どおり事業が実施できているということについて評価する。

(委員意見)

- ・医療費について  
評価に基づき、保健事業により成果を上げるよう取り組んでいただきたい。
- ・個別保健事業について  
少しずつでも課題を改善し、健康づくり及び、医療費の削減につなげていただきたい。

(事務局回答)

評価を踏まえ、今後も引続き、課題の改善に向け、健康づくり等の取組を進めてまいります。

(委員意見)

- ・全体について  
P29③「支援・評価委員会からの指摘と分析結果について」に関し、指摘と検討結果が分かりやすい。
- ・個別保健事業について  
P30④「最終評価に向けた今後の取組について」にもあるように、新型コロナウイルスの影響もあり、評価が難しいと思われるが、重症化予防事業等、保健事業の推進をお願いしたい。

(事務局回答)

感染予防に考慮しながら、重症化予防等に向けた事業を進めてまいります。

(4) その他意見について

(委員意見)

コロナの終息には多くの年月が必要である。コロナ禍に連動した事業については、継続的に行っていく必要があると考える。

(事務局回答)

コロナ禍に連動した事業の継続には、国・府の財政支援がなければ財源的に困難な状況でございます。そのため、府を通じて国に対し財政支援の要望を行っております。

(委員意見)

ジェネリック医薬品について、嫌悪感を持つ方が少なくない。薬剤の中身は先発薬品と変わらないことや値段の違いなど、高齢の方にもわかりやすく理解できるような施策（リーフレットの配布等）を検討してもらいたい。

(事務局回答)

後発医薬品の普及促進につきましては、現在、先発医薬品から切り替えた場合の差額を記載した通知を年3回送付しております。今後も被保険者にわかりやすく制度を理解していただけるよう周知を行ってまいります。

(委員意見)

保健事業については、短期的に成果が上がるものではないが、普段の課題解決の努力が長期的には成果につながると考える。市民の健康づくりに積極的に取り組んでいただきたい。

(事務局回答)

今後も引き続き、健康づくりに向けた取組を進めてまいります。

(委員意見)

新型コロナウイルスの影響もあり、厳しい状況であるが、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の計画的解消を引き続きお願いしたい。

(事務局回答)

被保険者の保険料負担が急増することがないように、解消に努めてまいります。